

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における 放射性物質対策部会の設置について

1. 設置の理由

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所災害発生後、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、厚生労働省においては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする観点から、3月17日、当分の間、原子力安全委員会により示された飲食物の摂食制限に関する指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないように規制する措置を講じた。また、暫定規制値を設定していない魚介類から放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告されたことを受け、4月5日、当分の間、野菜類の放射性ヨウ素の規制値を準用して魚介類の暫定規制値とした。

上述のとおり、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴い、緊急的な措置を講じているところであるが、今後の放射性物質の環境への放出状況や食品中のモニタリング結果を踏まえて、適時リスク管理措置の妥当性を検証するとともに、食品安全委員会における食品健康影響評価を受けて食品中の放射性物質に関する規制のあり方の検討を行うなど、食品中の放射性物質に関する安全性確保に万全を期すため、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会に放射性物質対策部会を設置し、調査審議を行うものである。

2. 部会の所掌

放射性物質に係る食品の規制その他の措置に関する調査審議を行う。

薬事・食品衛生分科会食品衛生分科会
放射性物質対策部会 委員

明石 真言	(独)放射線医学総合研究所理事
阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
高橋 知之	京都大学准教授 (京都大学原子炉実験所)
角 美奈子	国立がん研究センター医長
山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境部上席主任研究官
山本 茂貴	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長